平成２３年（フ）第２１９号
高知市潮見台１丁目2020番地
債務者　切詰　房子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７号
高知県室戸市吉良川町乙1115番地２
債務者　小松　志乃
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
福岡県田川郡川崎町大字池尻110番地
債務者　丸山　一秋
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第９４号
福岡県田川郡川崎町大字川崎839番地の１
債務者　吉原　豊幸
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第９５号
福岡県田川郡福智町赤池528番地、前住所大分市明野北２丁目３番１　A11―104号
債務者　山形　利明
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第３１０号
大分市王ノ瀬２丁目13番16号　シャルマン辻野Ｂ202
債務者　山本　佳子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３８０号
大分市大字宮崎946番地の２　シティタウン久永№.３―201、従前の住所大分市小佐井２丁目１番32号
債務者　首藤　昌子（通称山本）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３８５号
大分市大字木田1966番地
債務者　萱野　敬治
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９号
宮崎県都城市大岩田町6916番地、前住所宮崎県都城市乙房町3583番地
債務者　針山タヱ子（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第５０号
沖縄県名護市大南４丁目９番23―201号　さんてらす
債務者　幸地美智子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第３４号
沖縄県石垣市字石垣261番地　かんなハイツ102号
債務者　宮城　榮一
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第２３８号
福井市北四ツ居１丁目14番１号
債務者　村田　幸二
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
福井県坂井市丸岡町里丸岡２丁目14番地
ラ・フォーレ　ソコ　Ｄ棟101号室、旧住所
福井県あわら市浜坂第３号29番地
債務者　藤野　隆文
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
福井県坂井市丸岡町里丸岡２丁目14番地
ラ・フォーレ　ソコ　Ｄ棟101号室、旧住所
福井県あわら市浜坂第３号29番地
債務者　藤野　容子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
福井県越前市小松２丁目23番11号　小松ハイツ201
債務者　橋爪　義昌
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
福井市日光２丁目23番30号　コーポサンシャイン107号
債務者　清　　清次
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
福井市和田２丁目616番地１
債務者　田部　啓一
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係